

世界自然遺産地域内を含むヤクシカ管理計画の策定について

平成26年10月25日

九州地方環境事務所
九州森林管理局
鹿児島県
屋久島町

1 背景

- 屋久島世界自然遺産地域の生態系管理の一環として、ヤクシカの個体群管理が必要な状況となっているが、現状では、世界遺産地域において個体群管理は実施されていない。
- 生態系管理の一環として、世界遺産地域においてヤクシカの捕獲や植生保護柵の設置を実施することについては、その必要性を明確にし、順応的管理の方法等について明らかにすることが必要。
- 島内で発生する農業被害及び生態系被害の現況とヤクシカの生息状況から、農業被害対策及び生態系管理としてヤクシカ対策については、関係機関が連携して対策を講じる必要があり、そのためには全島を対象とした統合的なヤクシカ管理計画が必要。

2 対応方針

鳥獣保護管理法への改正に基づき、既存の特定鳥獣保護管理計画に替わって、新たに第2種特定鳥獣管理計画を策定することが鹿児島県に求められている。

そこで、世界遺産地域における個体数管理等を含む全島を対象とした統合的なヤクシカ管理計画を、ヤクシカ対策を実施する関係機関4者で共同策定し、それを上記計画としても位置付けることとし、当該計画に基づいた対策を関係機関の連携により実施していく。

(1) 策定主体：

鹿児島県，九州地方環境事務所，九州森林管理局，屋久島町(予定)

(2) 計画の位置づけ：

屋久島世界遺産管理計画の下位計画
鹿児島県の第2種特定鳥獣管理計画
屋久島町の被害防止実施計画が参照する計画

(3) 計画概要

☆ ヤクシカの個体群管理の必要性と方向性を明示

- 人為的要因による増加であり、生態系に不可逆的な変化を生じさせることが懸念されることから、予防原則に則り対策を講じるが、生態系の重要な構成要素であるため個体群の安

定的な維持を図るべく順応的に個体群管理を実施。

◇ 管理する区域、目標と基本方針

- 屋久島全島を対象。
- WGで検討された河川界区分をベースにした1kmメッシュで管理区分を設定し、管理区分ごとに目標を設定。

◇ 講じるべき手段

- 個体群管理としての捕獲、生息環境管理としての植生保護柵の設置及び不嗜好性植物の除伐、被害防除対策としての植生保護柵の設置。
 - 調査試験段階
 - 本格実施段階

◇ 順応的管理の仕組み

- 生息状況、被害状況及び捕獲状況の1kmメッシュを基準としたモニタリングを実施。
- ヤクシカWG等でレビューを行いながら順応的に事業を実施。
- 個体群の安定的維持のために、島内で確認されたヤクシカの遺伝的多様性の維持にも配慮。

(4) 検討期間：特定計画検討委員会及びヤクシカWGで検討を行い，平成 27 年 5 月の策定を目指す。(遅くとも平成 27 年 11 月)